

日本交通学会会則

1999年10月29日改正

2007年10月 6日改正

2010年10月 2日改正

2012年5月 25日改正

2017年10月 7日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本交通学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、交通の学術的研究を促進し、交通に関する知識を普及し、交通の健全な発達に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、交通に関する学術的研究を促進すると共に、研究会、研究報告会、講演会等の開催、雑誌、報告書、図書の発行、研究の助成その他の必要なる事業を行う。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を東京都新宿区信濃町34番地 交通経済研究所内に置く。

(事務局)

第5条 本会に事務局を置き、一般財団法人交通経済研究所にこれを委嘱する。事務局長は同法人の理事長の推薦により会長がこれを委嘱する。

第2章 会 員

(種類)

第6条 本会の会員は、正会員、学生会員、特別会員をもって構成する。

正会員、学生会員は、交通の研究に篤志な個人とし、学生会員は、大学院修士課程の院生とする。特別会員は、本会の事業を援助する個人および団体とする。

なお、本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員については別に定める。

(入会)

第7条 本会への入会は、正会員、特別会員については、正会員2名(うち理事もしくは評議員1名)の推薦に基づき、学生会員については、指導教授またはこれに準ずる者を含め正会員2名(うち1名は理事もしくは評議員)の推薦に基づき、理事会の審査を経て会長がこれを承認することとする。

なお、学生会員が修士課程を修了したときは、退会の申し出のある場合を除き、正会員となるものとする。

(会費)

第8条 会員は会計年度ごとに年会費を本会に納入しなければならない。

2 正会員の年会費は7,000円、学生会員の年会費は4,000円とする。

3 特別会員の年会費は10,000円を1口とし、原則として2口以上とする。

4 名誉会員は、会費の納入を要しない。

5 本会は、記念事業の実施等の目的のため、役員会の議を経て、会員に対し、特別会費の納入を求めることができる。

(権利)

第9条 本会の会員は、研究会、報告会その他の会合に出席することを得る。正会員、学生会員は、本会発行の機関誌『交通学研究』の配布を受け、その他の刊行物を実費にて購入できるものとする。特別会員は、各刊行物の配布を受けるものとする。

(退会)

第10条 会員が退会しようとする場合は、会長に届け出しなければならない。また、退会届の受理日が属する会計年度までの年会費及び特別会費に未納がある場合は、これを納めなければならない。なお、物故者については、退会届に代えて、死亡の確認をもって退会するものとし、未納会費は徴収しない。

2 本会は、原則として、会費を3年間滞納したものを、理事会の議を経て除籍することができる。

第3章 役員および役員会

(役員の種類、員数、職務)

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名

副会長2名

理事25名以内

評議員25名以内

監事2名

2 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、役員会では議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。

理事は会務を掌理する。理事の中3名は常務理事とする。

評議員は会務の重要な案件につき、会長の諮問に応じて協議し、意見を述べる。

監事は会計を監査する。

(役員会)

第12条 役員会は理事会及び評議員会とする。理事会及び評議員会の開催、運営方法等については、別に定める。

2 理事は理事会を構成し、会務の運営を審議する。理事会は会務の重要な案件を評議員会に報告しなければならない。

3 評議員は評議員会を構成する。

(役員を選任)

第13条 本会の理事は、正会員中から正会員が選挙するもの（これを「選挙選出理事」という）20名以内、選挙選出理事にて構成される理事会の議を経て会長が委嘱するもの（これを「推薦理事」という）5名以内とする。選挙の管理と実施は別に定める。

2 会長、副会長及び常務理事は、選挙選出理事中より互選するものとする。評議員及び監事は理事会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第14条 役員任期は、西暦奇数年の通常研究報告会会期中に開催される理事会から次の西暦奇数年の通常研究報告会会期中に開催される理事会の前までの2年とする。また、再任することを妨げない。

2 役員は、その任期が満了した場合においても、新たな構成員が就任するまでの間、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

3 何らかの理由によって役員欠員が生じた場合には、補充することができる。

4 第3項の規定によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会)

第15条 本会を運営する最高意思は、総会において決定される。

総会は年1回定時に開く。役員会の決議により、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開くことができる。

総会は会員の5分の1以上の出席（委任を含む）がなければ決議をすることができない。

総会の議事は、出席（委任を含む）会員の過半数の同意を経ることを要する。表決権は会員1名につき1個とする。会員はその表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

総会の開催は、書面または電磁的方法により通知する。

第5章 研究報告会・研究例会

(研究報告会、研究例会)

第16条 研究報告会は、通常研究報告会と特別研究報告会に分けられる。通常研究報告会は年1回のみ主に秋季に開催され、特別研究報告会は必要に応じて開くことができるものとする。

研究例会は随時開くものとし、関東及び関西その他の地区部会とする。

第6章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金、一般財団法人交通経済研究所その他からの助成金その他の収入によって支弁するものとする。

(予算及び決算)

第18条 本会の予算及び決算は監事の監査を受け、かつ総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(変更)

第20条 本会則の変更は、総会の議を経ることを要する。